

平成 29 年 10 月 24 日

観 光 庁

土 地 ・ 建 設 産 業 局

「住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令」及び「住宅宿泊事業法施行令」を閣議決定
～民泊サービスの適正化を図りながら、観光旅客の来訪・滞在促進を目指します！～

本年 6 月 16 日に公布された「住宅宿泊事業法」の施行の日を定める政令と住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準等を定める政令が、本日、閣議決定されました。これにより、「住宅宿泊事業法」は、平成 30 年 6 月 15 日に施行されます。

I. 背景

訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、本年 6 月 16 日に公布されました。

今般、住宅宿泊事業法の施行の日を定めるとともに、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準等を定めます。

II. 概要

（1）住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令

- 住宅宿泊事業法の施行期日を、一部を除き平成 30 年 6 月 15 日とする。

（2）住宅宿泊事業法施行令

- 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準について、住宅宿泊事業法第 18 条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと等を定めることとする。
- このほか、所要の措置を講じる。

III. スケジュール

公 布：平成 29 年 10 月 27 日（金）

施 行：平成 30 年 6 月 15 日（金）

【問い合わせ先】 国土交通省代表 03-5253-8111

全般

観 光 庁 観 光 産 業 課 北川、田口

直通 03-5253-8329（内線 27-333、27-881） FAX03-5253-1585

住宅宿泊管理業関係

土地・建設産業局不動産課 角谷、鈴木

直通 03-5253-8288（内線 25-128、25-129） FAX03-5253-1557

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令案要綱

住宅宿泊事業法（以下「法」といい、附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年六月十五日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日のうち次の各号に掲げる規定の施行期日はそれぞれ当該各号に定める日とすること。

- 一 法附則第二条第三項及び第四項並びに第三条の規定 この政令の公布の日
- 二 法附則第二条第一項及び第二項の規定 平成三十年三月十五日

政令第 号

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令

内閣は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅宿泊事業法（以下「法」といい、附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年六月十五日とし、同条ただし書に規定する規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日はそれぞれ当該各号に定める日とする。

- 一 法附則第二条第三項及び第四項並びに第三条の規定 この政令の公布の日
- 二 法附則第二条第一項及び第二項の規定 平成三十年三月十五日

理 由

住宅宿泊事業法の施行期日を定める必要があるからである。

住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令案 参照条文

○住宅宿泊事業法（平成二十九年六月十六日法律第六十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（準備行為）

第二条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条第二項及び第三項の規定の例により、都道府県知事（第三項前段及び第四項の規定により保健所設置市等の長が第三項前段の公示をし、その日から起算して三十日を経過した場合における当該保健所設置市等の区域にあつては、その長）に届出をすることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条第一項の届出をしたものとみなす。

2 第二十二条第一項又は第四十六条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、第二十三条又は第四十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 保健所設置市等及びその長が第六十八条第一項の規定により住宅宿泊事業等関係行政事務を処理しようとするときは、当該保健所設置市等の長は、施行日前においても、同条第二項及び第三項の規定の例により、都道府県知事との協議及び住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨の公示をすることができる。この場合において、その協議は施行日において同条第二項の規定によりした協議と、その公示は施行日において同条第三項の規定によりした公示とみなす。

4 前項前段の公示は、施行日の三十日前までにするものとする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

住宅宿泊事業法要綱

第一 総則

一 目的

棒線部分は平成三十年六月十五日に施行することとする部分
二重棒線部分は住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令の公布の日又は平成三十年三月十五日に施行することとする部分

この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「住宅」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいうものとする。

(1) 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備等の設備が設けられていること。

(2) 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋等に該当すること。

2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいうものとする。

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数が一年間で百八十日を超えないものをいうものとする。

4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、届出をして住宅宿泊事業を営む者をいうものとする。

5 この法律において「住宅宿泊管理業務」とは、第二の二1から6までの業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅（第二の一1の届出に係る住宅をいう。以下同じ。）の維持保全に関する業務をいうものとする。

6 この法律において「住宅宿泊管理業」とは、住宅宿泊事業者から委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業をいうものとする。

7 この法律において「住宅宿泊管理者」とは、登録を受けて住宅宿泊管理業を営む者を用いること。

8 この法律において「住宅宿泊仲介業務」とは、次に掲げる行為をいうものとする。

(1) 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

(2) 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

9 この法律において「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者以外の者が、報酬を得て、8に掲げる行為を行う事業をいうものとする。

10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者を用いること。

すること。

(第二条関係)

第二 住宅宿泊事業

一 届出等

1 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であつて、その長が住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第三条第一項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができるものとする。

(第三条関係)

2 住宅宿泊事業を営んではならない者を定めるものとする。

(第四条関係)

二 業務

1 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、各居室の床面積に応じた宿泊者数の制限、定期的な清掃等を講じなければならないものとする。

(第五条関係)

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅について、非常用照明器具の設置、避難経路の表示等を講じなければならないものとする。

(第六条関係)

3 住宅宿泊事業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、届出住宅の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供等を講じなければならないものとする。

(第七条関係)

4 住宅宿泊事業者は、届出住宅等に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業等の事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならないものとする。

(第八条関係)

5 住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項等について説明しなければならないものとする。

(第九条関係)

6 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応しなければならないものとする。

(第十条関係)

7 住宅宿泊事業者は、次のいずれかに該当するときは、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を一の住宅宿泊管理者に委託しなければならないものとする。

(1) 届出住宅の居室の数が、一定の数を超えるとき。

(2) 届出住宅に人を宿泊させる間、不在となるとき。

(第十一条関係)

8 住宅宿泊事業者は、宿泊サービス提供契約の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならないものとする。

(第十二条関係)

9 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならないものとする。

(第十三条関係)

10 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数等について、定期的に、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

(第十四条関係)

三 監督

1 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十五条関係)

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令等に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとし、住宅宿泊事業者

がその営む住宅宿泊事業に関し法令等に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができるものとする。

(第十六条関係)

3 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第十七条関係)

四 雑則

1 都道府県（住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要なと認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるものとする。

(第十八条関係)

2 観光庁長官は、住宅宿泊事業者に対し、インターネットを利用することができる機能を有する設備

の整備等に関し必要な助言等を行うものとする。

(第十九条関係)

- 3 | 観光庁長官は、住宅宿泊事業の実施状況等に関する情報を提供するものとする。

(第二十条関係)

- 4 | 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及びこれに基づく命令の規定において「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」とあるのは、届出住宅であるものを含むものとする。

(第二十一条関係)

第三 | 住宅宿泊管理業

一 | 登録

- 1 | 住宅宿泊管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないものとする。

(第二十二条関係)

- 2 | 住宅宿泊管理業の登録を拒否しなければならない者を定めるものとする。(第二十五条関係)

二 | 業務

- 1 | 住宅宿泊管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならないものとする。

(第二十九条関係)

2 住宅宿泊管理業者は、自己の名義をもって、他人に住宅宿泊管理業を営ませるはならないものとする。

(第三十条関係)

3 住宅宿泊管理業者は、その業務に関して広告をするときは、住宅宿泊管理業者の責任に関する事項等について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないものとする。

(第三十一条関係)

4 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、住宅宿泊管理業務を委託し、又は委託しようとする住宅宿泊事業者（以下「委託者」という。）に対し、当該管理受託契約に関する事項であつて委託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為等をしてはならないものとする。

(第三十二条関係)

5 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結しようとするときは、委託者（住宅宿泊管理業者である者を除く。）に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容及びその履行に関する

る事項等について、書面を交付して説明しなければならないものとする。こと。
(第三十三条関係)

6 | 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結したときは、委託者に対し、遅滞なく、一定の事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。こと。
(第三十四条関係)

7 | 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事業者から委託された住宅宿泊管理業務の全部を他の者に対し、再委託してはならないものとする。こと。
(第三十五条関係)

8 | 住宅宿泊管理業者は、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならないものとする。こと。

(第三十七条関係)

9 | 住宅宿泊管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え付け、届出住宅ごとに管理受託契約について契約年月日等を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。

(第三十八条関係)

10 | 住宅宿泊管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならないものとする。こと。
(第三十九条関係)

- 11 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊管理業務の実施状況等について、定期的に、住宅宿泊事業者に報告しなければならないものとする。

(第四十条関係)

三 監督

- 1 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更等を命ずることができるものとし、都道府県知事は、住宅宿泊管理業（第二の二1から6までの業務に限る。）の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者（当該都道府県の区域内において住宅宿泊管理業を営む者に限る。）に対し、業務の方法の変更等を命ずることができるものとする。

(第四十一条関係)

- 2 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとし、都道府県知事は、住宅宿泊管理業者が命令に違反したとき等は、国土交通大臣に対し、処分をすべき旨を要請することができるものとする。

(第四十二条関係)

3 国土交通大臣は、2の処分をしたときは、その旨を公告しなければならないものとする。

(第四十四条関係)

4 国土交通大臣又は都道府県は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊管理業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊管理業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第四十五条関係)

第四 住宅宿泊仲介業

一 登録

1 観光庁長官の登録を受けた者は、旅行業法第三条の規定にかかわらず、住宅宿泊仲介業を営むことができるものとする。

(第四十六条関係)

2 住宅宿泊仲介業の登録を拒否しなければならない者を定めるものとする。

(第四十九条関係)

二 業務

1 住宅宿泊仲介業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならないものとする。

(第五十三条関係)

2 住宅宿泊仲介業者は、自己の名義をもって、他人に住宅宿泊仲介業を営ませるはならないものとする。

(第五十四条関係)

3 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者と締結する住宅宿泊仲介業務に関する契約（以下「住宅宿泊仲介契約」という。）に関し、住宅宿泊仲介業約款を定め、その実施前に、観光庁長官に届け出なければならないものとする。

(第五十五条関係)

4 住宅宿泊仲介業者は、その業務の開始前に、宿泊者及び住宅宿泊事業者から収受する住宅宿泊仲介業務に関する料金を定め、これを公示しなければならないものとする。

(第五十六条関係)

5 住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介契約の締結の勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、宿泊者に対し、当該住宅宿泊仲介契約に関する事項であつて宿泊者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないものとする。

(第五十七条関係)

6 住宅宿泊仲介業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その行う住宅宿泊仲介業務に関連し

て、宿泊者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与すること等をしてはならないものとする事。

(第五十八条関係)

7 | 住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介契約を締結しようとするときは、宿泊者に対し、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、住宅宿泊仲介契約の内容及びその履行に関する事項について、書面を交付して説明しなければならないものとする事。

(第五十九条関係)

8 | 住宅宿泊仲介業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければならないものとする事。

(第六十条関係)

三 | 監督

1 | 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があるときは、その必要の限度において、住宅宿泊仲介業者（国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において住宅宿泊仲介業を営む者（以下「外国住宅宿泊仲介業者」という。）を除く。以下同じ。）に対し、業務の方法の変更等を命ずることができるものとする事。

(第六十一条関係)

2 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業者が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(第六十二条関係)

3 観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を請求することができるものとする。

(第六十三条関係)

4 観光庁長官は、2の処分又は3の登録の取消し若しくは業務の停止の請求をしたときは、その旨を公告しなければならないものとする。

(第六十五条関係)

5 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があるときは、住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、住宅宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第六十六条関係)

四 旅行業法の特例

旅行業者が旅行業法第二条第一項第四号に掲げる旅行業務（同条第三項に規定する旅行業務をいう。

）として第一の二八(2)の行為を取り扱う場合における所要の読替え規定を設けるものとすること。

（第六十七条関係）

五 雑則

1 保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二及び第三の事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。）を処理することができるものとすること。

（第六十八条関係）

2 権限の委任及び省令への委任について、所要の規定を設けるものとすること。

（第六十九条及び第七十条関係）

六 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとすること。

（第七十二条から第七十九条まで関係）

第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を設けるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正等を行うものとする。

(附則第五条から第八条まで関係)

住宅宿泊事業法施行令について

平成29年10月
国土交通省
厚生労働省

I. 背景

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）は、平成29年6月16日に公布されたところ、法を施行するに当たり、法において政令で定めることとされた事項等について定める。

II. 概要

（1）住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準（第1条関係）

法第18条の政令で定める基準は、以下のとおりとする。

- ① 区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行う。
- ② 区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行う。
- ③ 期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行う。

（2）住宅宿泊管理業者等の登録の更新の手数料（第2条関係）

住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者の登録の更新の手数料の額を定める。

（3）その他所要の規定の整備を行う。

III. スケジュール（予定）

閣議決定：平成29年10月24日

公 布：平成29年10月27日

施 行：平成30年6月15日 ※住宅宿泊事業法の施行日

住宅宿泊事業法施行令案要綱

第一 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準について、住宅宿泊事業法第十八条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと等を定めるものとする。

(第一条関係)

第二 住宅宿泊管理者又は住宅宿泊仲介業者の登録の更新の手数料の額を定めるものとする。

(第二条関係)

第三 管理受託契約に係る書面及び住宅宿泊仲介契約に係る書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の手続として、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない旨の規定を設けるものとする。

(第三条関係)

第四 観光庁長官による立入検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者が負担する費用として、当該立入検査に係る営業所又は事務所（外国にある営業所又は事務所に限る。）の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものを定めるものとする。

(第四条関係)

第五 附則

一 この政令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 関係政令について所要の改正等を行うものとする。

(附則第二項及び第三項関係)

政令第 号

住宅宿泊事業法施行令

内閣は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第十八条、第二十二条第五項、第三十三条第二項（同法第三十四条第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第十八条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十八条の規定による制限は、区域ごとに、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を指定して行うこと。

二 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域の指定は、土地利用の状況その他の事情を勘案して、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である地域内の区域について行うこと。

三 住宅宿泊事業を実施してはならない期間の指定は、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して

、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である期間内において行うこと。

（住宅宿泊管理業者等の登録の更新の手数料）

第二条 法第二十二條第五項の政令で定める額は、一万九千七百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、一万九千円）とする。

2 法第四十六條第五項の政令で定める額は、二万六千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十六條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、二万五千七百円）とする。

（管理受託契約に係る書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第三条 法第三十三條第二項（法第三十四條第二項及び第五十九條第二項において準用する場合を含む。）

に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種

類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（外国住宅宿泊仲介業者の営業所等における検査に要する費用の負担）

第四条 法第六十三条第四項の政令で定める費用は、同条第一項第四号の規定による検査のため同号の職員がその検査に係る営業所又は事務所（外国にある営業所又は事務所に限る。）の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、国土交通省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。
（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

2 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次の一号を加える。

五十一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第十項に規定する住宅宿泊仲介業者が行う同条第八項に規定する役務の提供

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

3 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第二号中「旅行業務」の下に「（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第八項に規定する住宅宿泊仲介業務（旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行者が行うものを除く。

）を除く。）」を加える。

理 由

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の基準等を定める必要があるからである。

住宅宿泊事業法施行令案 新旧対照条文

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（附則第二項関係）	1
○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（附則第三項関係）	2

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〇五十（略） 五十一 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第十項に規定する住宅宿泊仲介業者が行う同条第八項に規定する役務の提供	別表第二（第五条、第五条の二関係） 一〇五十（略） （新設）

改 正 案	現 行
(適用除外となる前払式支払手段) 第四条 (略) 2 4 (略) 5 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。 一 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段 二 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第三項に規定する旅行業務(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第八項に規定する住宅宿泊仲介業務(旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行業者が行うものを除く。)を除く。)に関する取引において発行される前払式支払手段	(適用除外となる前払式支払手段) 第四条 (略) 2 4 (略) 5 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。 一 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段 二 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第三項に規定する旅行業務に関する取引において発行される前払式支払手段

住宅宿泊事業法施行令案 参照条文

目次

○住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（抄）		1
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）		3
○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）		4
○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）		4
○資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（抄）		4
○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）		5
○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）		5

○住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

257 （略）

8 この法律において「住宅宿泊仲介業務」とは、次に掲げる行為をいう。

一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為

二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為

9 （略）

10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第四十六条第一項の登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者をいう。

（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

第十八条 都道府県（第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

（登録）

第二十二条 （略）

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3・4 （略）

5 第二項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（管理受託契約の締結前の書面の交付）

第三十三条 住宅宿泊管理者は、管理受託契約を締結しようとするときは、委託者（住宅宿泊管理者である者を除く。）に対し、当該管理受託契約を締結するまでに、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

2 住宅宿泊管理者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、委託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項

を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。第六十条第二項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該住宅宿泊管理業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（管理受託契約の締結時の書面の交付）

第三十四条 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結したときは、委託者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅
 - 二 住宅宿泊管理業務の実施方法
 - 三 契約期間に関する事項
 - 四 報酬に関する事項
 - 五 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容
 - 六 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（登録）

第四十六条 （略）

- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3・4 （略）
- 5 第二項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（住宅宿泊仲介契約の締結前の書面の交付）

第五十九条 住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介契約を締結しようとするときは、宿泊者に対し、当該住宅宿泊仲介契約を締結するまでに、住宅宿泊仲介契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。

- 2 第三十三条第二項の規定は、宿泊者に対する前項の規定による書面の交付について準用する。

（標識の掲示）

第六十条 住宅宿泊仲介業者は、その営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

- 2 住宅宿泊仲介業者は、国土交通省令で定めるところにより、登録年月日、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を電磁的方法により公示することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

第六十三条 観光庁長官は、外国住宅宿泊仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 三 (略)

四 観光庁長官が、住宅宿泊仲介業の適正な運営を確保するため必要があると認めて、外国住宅宿泊仲介業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、外国住宅宿泊仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国住宅宿泊仲介業者の負担とする。

(保健所設置市等及びその長による住宅宿泊事業等関係行政事務の処理)

第六十八条 保健所設置市等及びその長は、当該保健所設置市等の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わって住宅宿泊事業等関係行政事務（第二章（第三条第七項を除く。）及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下同じ。）を処理することができる。

2・4 (略)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2・4 (略)

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）

（他の法律の規定によつて購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供）

第五条 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、別表第二に掲げる販売又は役務の提供とする。

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一〇五十（略）

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一〇七（略）

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イハ（略）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

二〇九（略）

○資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（抄）

（適用除外となる前払式支払手段）

第四条（略）

二〇四（略）

五 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

一（略）

二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する旅行業務に関する取引において発行される前払式支払手段

○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（適用除外）

第四条 次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。

一、五 （略）

六 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの

七 （略）

○旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（変更登録等）

第六条の四 旅行業の登録を受けた者（以下「旅行者」という。）は、第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

2、4 （略）